

## 地域いきいき運営交付金に含める(一括交付金化)補助金等について

### 1. 趣 旨

住民自治協議会の本格的な活動の開始に当たって、平成 22 年度に「地域いきいき運営交付金」制度を創設し、住民自治協議会に交付しています。

この交付金は、平成 21 年度をもって発展的に解消した各種団体（区長会連合会、環境美化連合会など 9 団体）に交付してきた補助金等をまとめて、一括交付金です。

第二期長野市都市内分権推進計画では、「法定、国や県等が設置した団体等に対する補助金等及び区や地域を対象とする補助金等を地域いきいき運営交付金に含められるか、平成 23 年度までに検討する」としているため、市の補助金等について、検討したものです。

### 2. 地域いきいき運営交付金の概要

#### (1) 目的

住民自治協議会が行う事業を支援するため、「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」に定める必要な支援として、住民自治協議会に対して交付しています。

(2) 平成 23 年度交付額                      2 億 8,922 万 5 千円

#### (3) 性格

- ア 住民自治協議会が用途を決定できるもの
- イ 住民自治活動（自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組）に使われるもの

### 3. 市の補助金等

#### (1) 市の補助金等 359 事業

- ・ 個人、公的団体、民間団体など、地区に関係のないものに交付している事業・・・・・・・・・・

333 事業

例：個人…福祉医療給付、障害者タクシー券交付等  
公的団体…全国市長会、広域連合等  
民間団体…ケーブルテレビ連盟、経費老人ホーム事務費等

- ・ 住民自治協議会、行政連絡区、その他の地区団体など、地区に関係する団体に交付している事業・・・・・・・・

26 事業

地区に関係のない 333 事業は、地域いきいき運営交付金に含めることは困難である

(2) 26 事業の補助金等の交付先

- ① 行政連絡区への補助金等
- ② 住民自治協議会への補助金等
- ③ その他地区団体（育成会、公民館等）への補助金等
- ④ 上記①～③について、2つ以上の団体への補助金等

4. 地域いきいき運営交付金に含めるための前提

- ① すべての住民自治協議会に交付するもので、定額・定率の補助金でなければならない。
- ② 住民自治協議会にメリットが生じるものでなければならない。
- ③ 住民自治協議会と市の双方の合意により決定することが必要である。

5. 地域いきいき運営交付金に含めるための条件

- (1) どのくらいの団体に交付している補助金等なのか
  - ・ 地区団体のほとんどすべてに交付している
  - ・ 地区団体の一部に交付している

一部の地区団体に交付されている補助金等は、地域いきいき運営交付金に含めることは困難である

例：①道路愛護会→行政連絡区 477 団体のうち 249 団体に設置され交付している

②ごみ集積所設置→行政連絡区 477 団体中 81 団体に交付している

(2) 補助金等の算定方法

- ・ すべての地区団体に定額、または、定率で交付している
- ・ 地区団体が実施した事業に要した経費について（実績に基づいて）交付

している

要した経費（実績に基づいた）に対する補助金等は、年度当初に一括して交付する地域いきいき運営交付金に含めることは困難である

- 例：①防犯灯→防犯灯の新設・更新及び電気料を補助している  
②資源回収→資源の回収量によって補助金を交付している

26 事業 - 21 事業 = 5 事業

- ①防犯協会負担金
- ②長野市明るい選挙推進活動交付金
- ③地域福祉推進事業補助金
- ④公園愛護会活動助成金
- ⑤スポーツ事業補助金

## 6. 地域いきいき運営交付金に含めることのできる補助金等

- ①**防犯協会負担金**：長水防犯協会、長野南防犯協会、松代町防犯協会の3団体に交付し、その3団体から、それぞれ32地区の防犯協会に配分されているものです。  
→構成団体として他町村等も含まれており、また、警察と密接な関係もあることから、市の一存で決定できないため、引き続き検討していきます。
- ②**長野市明るい選挙推進活動交付金**：選挙啓発等を行う地区の白バラ会に対して交付しているものです。  
→現在、白バラ会が担っている選挙啓発や投票時の立会人などの業務を住民自治協議会の事業にしていくことができるか検討していきます。
- ③**地域福祉推進事業補助金**：住民自治協議会が雇用する地域福祉ワーカーの人件費等として交付しているものです。  
→現在、地域福祉ワーカーを雇用している住民自治協議会は25地区であり、ほとんどの地区で雇用することを目標に、一括交付金化を考えるものですが、一括交付金化することで、地域福祉ワーカーの専門性が損なわれる可能性もあることから、その是非について検討していきます。

検 討

④公園愛護会活動助成金：公園の維持管理（草取り、清掃、花壇等手入れ）を行った愛護会に交付しているものです。

→住民自治協議会と公園愛護会は別組織であり、一括交付金化しても、住民自治協議会の会計を素通りし、各愛護会に配分する事務のみを住民自治協議会が担うだけになってしまうため、メリットがありません。また、住民自治協議会が公園の維持管理を担うことは難しいことから、地域いきいき運営交付金に含めることは困難です。

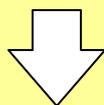
困 難

⑤スポーツ事業補助金：地区単位でスポーツ大会を3種目以上行った住民自治協議会に補助するものです。

→すべての住民自治協議会に交付されている補助金であり、一括交付金化することで、住民自治協議会は諸手続が省略できるメリットが出てきます。そのため、来年度から地域いきいき運営交付金に含めることが可能です。

可 能

○ スポーツ事業補助金のみ来年度から地域いきいき運営交付金に含めることが可能である。



第25回住民自治協議会連絡会（11月1日開催）において、了承済み。